

貴重資料および古典籍資料の閲覧に関する注意事項

大谷大学図書館所蔵古典籍資料(ここでは、著作権が消滅した資料で、おおよそ 1901 年以前の書写・印刷資料を指します。複製本は除きます。)および博物館所蔵資料の閲覧について、資料保護の観点より、下記の通り運用します。

記

1. 閲覧は事前申請による許可制です。
博物館所蔵資料の閲覧は、原則マイクロフィルムとなります。マイクロフィルムが無い場合を含め、実物を閲覧しなければならない特別な事情がある場合は、その旨、申請書に記載してください。
ただし、資料状態等により、実物閲覧を許可できない場合があります。
2. 資料保護の観点により、現物閲覧の場合には、下記条件の下で閲覧を許可します。
 - ① 同時に閲覧可能な人数は、1 回の閲覧につき 3 人以内です。
4 人以上で同時閲覧しなければならない特別な事情がある場合は、申請書に記載してください。
 - ② 1 回の申請で閲覧可能な資料は、5 件以内です。
6 件以上を同時閲覧しなければならない特別な事情がある場合は、申請書に記載してください。
大部な叢書の場合は、そのつど判断します。
 - ③ デジタル機器の持ち込みは禁止します。
カメラ、撮影機能付き携帯電話・スマートフォン・スキャナ、録音機器、ほかデジタル機器の閲覧場所への持込みは禁止します。
デジタル機器を持ち込まなければならない特別な事情がある場合は、機器の機種および仕様について申請書に記載してください。
3. 本学古典籍資料の二次利用を希望する場合は、閲覧申請までに二次利用の許可を得てください。
4. その他
上記原則および許可内容に反する行為があった場合には、閲覧許可後であっても許可を取り消すことがあります。また、以降の閲覧等利用申請について制限することがあります。

以上